

ヤマダ総合会計に、お・ま・か・せ！

Ver.13 「マルモの子育てに国の支援制度はある？！

(児童手当や扶養控除のお話)」



「マルモのおきて 2014 スペシャル」が去る 9/28 (日) に放送されましたね。このドラマ、2011 年 4 月から 3 カ月、フジテレビの大ヒットドラマでした。マルモと呼ばれる護 (阿部サダヲ) が、親友が男手一つで育てていた双子の兄弟の薫 (芦田愛菜) と友樹 (鈴木福) を引取り一生懸命育て、いつしか本当の家族になっていく心温まる物語です。

さて、実際にこの家族が実在するとして、この先ずーっと、薫と友樹をマルモが育てていった場合、マルモの子育てを支援してくれる国からのなんらかの制度はあるのでしょうか？！

まず思いつくのが「児童手当」です。

「児童手当」は、必ずしも父母である必要はなく、代わって児童を養育しているものがある場合にはその養育者に対して支払われますので、マルモは、二人が中学を卒業するまで、一人当たり 1 万円を受け取ることができますね。

次に「扶養控除」です。

この適用で所得税を軽減することはできるのでしょうか。所得金額から控除することができる所得控除のうち「扶養控除」の対象は 16 歳以上となりました。

しかし薫と友樹が 16 歳以上になったとしても、この「扶養控除」、「親族」であることが要件のひとつとなっていますので、マルモは年末調整で二人の扶養控除を受けることができないのです。親族でない子供を育てるといのはまれなケースだと思いますが、マルモは理不尽と感じるでしょうね・・・。

「扶養控除」に関して理不尽と感じる場所は、身近にもありますね。子供が「早生まれ」の場合、高校 1 年生のときには 12/31 現在まだ 15 歳なので、扶養控除対象外となり 38 万円の扶養控除を受けることはできません。



1/1 が誕生日の場合は対象外ですが、12/31 に生まれた同級生は一日違いで扶養控除 38 万円を受けられるということです。大学 1 年でも同様に、「早生まれ」は 12/31 現在 18 歳なので、特定扶養親族とならず、控除額は 63 万円ではなく 38 万円のままとなります。政策的支援が 1 年遅れとなり、必要なときに受けられず、さらに結果的に適用できる期間が 1 年短くなるのです。なんか損をしているように感じてしまいますね。

話をマルモに戻して・・・

このスペシャルの最後で、アパートの大家さんの一人娘、彩（比嘉愛未）がマルモに逆プロポーズをしていましたので、次回またスペシャル放送があった場合には、マルモと彩は結婚しているかもしれませんね。そのときにはまだ配偶者控除の制度は続いているのでしょうか???

